

令和3年11月24日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第74号	秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	1
議案第75号	秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例……………	2
議案第76号	秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例……………	3
議案第77号	秩父市過疎地域持続的発展計画の策定について……………	4
議案第78号	秩父市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例……………	5
議案第79号	秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	6
議案第80号	秩父市在宅要介護高齢者手当支給条例……………	7
議案第81号	令和3年度秩父市一般会計補正予算（第5回）……………	10
議案第82号	令和3年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）……………	20
議案第83号	令和3年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第2回）……………	24
議案第84号	令和3年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）……………	27
議案第85号	令和3年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）……	29
議案第86号	令和3年度秩父市立病院事業会計補正予算（第2回）……………	31
議案第87号	令和3年度秩父市下水道事業会計補正予算（第1回）……………	32

議案第74号

秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市一般職職員の給与に関する条例（平成17年秩父市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第16条の3第2項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5」に改め、同条第3項中「、「100分の72.5」を「100分の72.5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」に改める。

第2条 秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の3第2項中「、6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」を「、100分の67.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月24日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の給与について改定を行いたいため。

議案第75号

秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年秩父市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の205」に改める。

第2条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の205」を「100分の212.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月24日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

一般職職員の給与改定に準じ、期末手当について改定を行いたいため。

議案第76号

秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年秩父市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の205」に改める。

第2条 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の205」を「100分の212.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月24日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

一般職職員の給与改定に準じ、期末手当について改定を行いたいため。

議案第 77 号

秩父市過疎地域持続的発展計画の策定について

秩父市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 24 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

秩父市過疎地域自立促進計画の期間が満了したことから、新たに秩父市過疎地域持続的発展計画を策定し、過疎地域の持続的発展を図りたいため。

議案第 78 号

秩父市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例

秩父市過疎地域自立促進特別事業基金条例（平成 23 年秩父市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秩父市過疎地域持続的発展特別事業基金条例

第 1 条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 12 条第 2 項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 14 条第 2 項」に、「秩父市過疎地域自立促進特別事業基金」を「秩父市過疎地域持続的発展特別事業基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 11 月 24 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

過疎地域自立促進特別措置法の失効による過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、所要の改正を行いたいため。

議案第79号

秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

秩父市一般職職員の給与に関する条例（平成17年秩父市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第3ウ医療職給料表（2）等級別基準職務表中「科長」を「副病院長、医療技術部長、科長」に、「又は主任診療情報管理士」を「主任診療情報管理士又は主任介護福祉士」に、「又は歯科衛生士」を「歯科衛生士又は介護福祉士」に、「又は診療情報管理士」を「診療情報管理士又は介護福祉士」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月24日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

医療職における医療技術部長及び介護福祉士の新設に伴い、所要の改正を行いたいため。

議案第 80 号

秩父市在宅要介護高齢者手当支給条例

秩父市ねたきり老人等手当支給条例（平成 17 年秩父市条例第 163 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により在宅での日常生活に著しい支障のある高齢者に対し、在宅要介護高齢者手当（以下「手当」という。）を支給することによりこれらの高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（支給対象者）

第 2 条 手当の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づき市の住民基本台帳に記載されている 65 歳以上の者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定により市が行う介護保険の被保険者
- (2) 法第 7 条第 1 項に規定する要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年厚生省令第 58 号）第 1 条第 1 項に規定する要介護 4 又は要介護 5 に該当すると判定された者であって、判定から 6 月を経過しているもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としなないものとする。
 - (1) 病院、介護保険施設その他の規則で定める施設に月の初日から末日までの期間において引き続き、入院又は入所している者
 - (2) 法第 129 条に規定する保険料を滞納している者
 - (3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者である者
 - (4) 他の地方公共団体におけるこの条例と同様の趣旨による手当の支給を受けている者
 - (5) その他市長が適当でないと認める者

（手当の額）

第 3 条 手当の額は、支給対象者 1 人につき月額 1 万円とする。

（受給資格の認定）

第 4 条 手当の支給を受けようとする者は、市長に申請し、受給資格の認定（以下

「認定」という。)を受けなければならない。

(受給資格の消滅)

第5条 受給資格は、認定を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、消滅する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 支給対象者に該当しなくなったとき。
- (3) 手当の受給を辞退したとき。

(支給期間)

第6条 手当は、認定を申請した日の属する月から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

(届出)

第7条 受給者は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(現況届)

第8条 受給者は、規則の定めるところにより現況届を提出しなければならない。ただし、市長がその届出を要しないと認めたときは、この限りでない。

(状況調査)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、受給者又は同居の親族に対し報告を求め、又は生活状況等について調査を行うことができる。

(手当の返還)

第10条 市長は、手当の支給を受けた者が偽りその他不正な手段により認定又は支給を受けたものと認めたときは、認定を取り消し、又は既に支給した手当の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、この条例による改正前の秩父市ねたきり老人等手当支給条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項の規定による認定を受けている者(要介護状態区分が要介護認定等に係

る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項に規定する要介護4又は要介護5に該当すると判定された者に限る。)は、改正後の秩父市在宅要介護高齢者手当支給条例第4条の規定によりされた認定を受けている者とみなす。

- 3 施行日の前日までに、旧条例の規定による手当の支給を受けていた者に係る旧条例第9条に規定する手当の返還に関しては、同条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

令和3年11月24日提出

秩父市長 北堀 篤

提案理由

手当の名称を改正するほか、支給対象者の定義について介護保険法による要介護の区分判定を基準とする等、条例の全部を改正したいため。

議案第 8 1 号

令和 3 年度秩父市一般会計補正予算（第 5 回）

令和 3 年度秩父市一般会計補正予算（第 5 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 810,614 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,559,709 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

（地方債）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		3,957,785	358,453	4,316,238
	1 国庫負担金	3,150,097	248,505	3,398,602
	2 国庫補助金	783,086	109,948	893,034
17 県支出金		1,801,771	41,018	1,842,789
	1 県負担金	1,097,211	41,752	1,138,963
	3 委託金	192,445	734	191,711
19 寄附金		306,402	310,000	616,402
	1 寄附金	306,402	310,000	616,402
20 繰入金		1,983,139	50,000	2,033,139
	1 繰入金	1,983,139	50,000	2,033,139
22 諸収入		442,136	10,043	452,179
	4 受託事業収入	100,112	10,000	110,112
	5 雑入	173,444	43	173,487
23 市債		2,311,514	41,100	2,352,614
	1 市債	2,311,514	41,100	2,352,614
歳 入 合 計		30,749,095	810,614	31,559,709

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		228,805	1,050	227,755
	1 議会費	228,805	1,050	227,755
2 総務費		3,691,584	37,288	3,728,872
	1 総務管理費	3,039,460	69,852	3,109,312
	2 徴 税 費	321,178	17,836	303,342
	3 戸籍住民基本台帳 費	192,672	12,024	180,648
	4 選 挙 費	114,554	1,232	113,322
	6 監査委員費	18,935	1,472	17,463
3 民生費		10,817,224	251,489	11,068,713
	1 社会福祉費	5,215,506	242,051	5,457,557
	2 児童福祉費	4,425,188	10,999	4,436,187
	3 生活保護費	1,158,454	1,020	1,157,434
	4 国民年金費	16,782	541	16,241
4 衛生費		3,220,041	215,126	3,435,167
	1 保健衛生費	1,055,221	212,925	1,268,146
	3 清 掃 費	627,449	2,201	629,650
6 農林水産業費		681,873	18,426	663,447
	1 農 業 費	362,261	5,143	357,118
	2 林 業 費	319,612	13,283	306,329
7 商工費		1,152,946	38,745	1,114,201
	1 商工費	1,152,946	38,745	1,114,201
8 土木費		2,158,372	19,207	2,139,165
	1 土木管理費	212,149	613	211,536
	2 道路橋りょう費	900,509	9,754	890,755
	4 都市計画費	839,296	3,729	835,567
	5 住 宅 費	133,390	5,111	128,279
9 消防費		1,198,906	3,000	1,201,906
	1 消 防 費	1,198,906	3,000	1,201,906
10 教育費		2,301,425	26,795	2,274,630
	1 教育総務費	543,831	17,378	526,453
	2 小学校費	425,859	1,550	427,409
	3 中学校費	301,133	900	302,033
	4 幼稚園費	35,951	3,028	32,923
	5 社会教育費	448,517	6,654	441,863
	6 保健体育費	546,134	2,185	543,949
11 災害復旧費		104,317	30,000	134,317

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 土木施設災害復旧費	74,002	30,000	104,002
13 諸支出金		1,257,524	402,200	1,659,724
	1 基金費	1,257,524	402,200	1,659,724
14 予備費		172,562	24,266	148,296
	1 予備費	172,562	24,266	148,296
歳出	合計	30,749,095	810,614	31,559,709

第 2 表 債務負担行為補正

(追加及び変更)

事 項	補正前	
	期 間	限 度 額
省エネ設備借上料 (道路照明灯)	令和4年度から 令和13年度まで	126,616
秩父市工場等誘致条例に基づく奨励金 (令和3年度交付決定者分)	令和4年度から 令和7年度まで	2,575
秩父宮記念市民会館情報誌作成業務委託料	—	—
芝桜対策事業委託料	—	—
料金徴収業務委託料	—	—
入学祝品 (令和5年度入学児童分)	—	—

(単位：千円)

補正後	
期 間	限 度 額
令和4年度から 令和13年度まで	119,000
令和4年度から 令和7年度まで	74,373
令和4年度	2,200
令和4年度	92,600
令和4年度	15,500
令和4年度	19,750

第 3 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	旧秩父東高校舎等耐震診断業務委託事業	6,300
		公用車取得事業	2,000
		旧大滝小学校プール解体事業	12,000
3 民生費	1 社会福祉費	ほのぼのマイタウン合併浄化槽更新事業	103,411
	2 児童福祉費	高篠学童保育室改修事業	2,268
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	398,163
6 農林水産業費	2 林業費	大滝字神岡山村生活安全対策事業	4,484
		上蒔田字以玄山山村生活安全対策事業	4,484
		山田字トヤバ山村生活安全対策事業	5,340
8 土木費	2 道路橋りょう費	吉田幹線 10 号線新設改良事業	17,000
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	大滝幹線 17 号線災害復旧事業	45,000
		大滝幹線 4 号線災害復旧事業	4,000

余 白

第 4 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
1 過疎地域持続的発展特別事業費	35,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)
3 森林管理道整備事業費	59,300		
5 地方道路整備事業費	209,000		
11 道路橋りょう災害復旧事業費	70,000		

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	55,200	補正前に同じ。		
	51,700			
	207,500			
	100,000			

議案第 8 2 号

令和 3 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）

令和 3 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 19,105 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,691,540 千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入（事業勘定）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		4,796,992	20,432	4,817,424
	1 県補助金	4,796,991	20,432	4,817,423
5 繰入金		656,711	1,327	655,384
	1 他会計繰入金	656,711	1,327	655,384
歳入合計		6,672,435	19,105	6,691,540

2 歳 出 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		106,462	1,327	105,135
	1 総務管理費	102,145	1,327	100,818
2 保険給付費		4,711,319	20,432	4,731,751
	1 療養諸費	4,091,419	10,906	4,102,325
	2 高額療養費	593,918	9,526	603,444
7 諸支出金		32,013	53,841	85,854
	1 償還金及還付加算金	7,850	53,841	61,691
8 予備費		90,807	53,841	36,966
	1 予備費	90,807	53,841	36,966
歳 出 合 計		6,672,435	19,105	6,691,540

3 歳 出 (診療施設勘定)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		72,111	1,132	73,243
	1 施設管理費	71,993	1,132	73,125
4 予備費		19,467	1,132	18,335
	1 予備費	19,467	1,132	18,335
歳 出 合 計		123,325	0	123,325

議案第 83 号

令和 3 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）

令和 3 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,443 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,699,148 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 11 月 24 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,550,257	609	1,549,648
	2 国庫補助金	481,933	609	481,324
4 県支出金		938,787	304	938,483
	2 県補助金	45,829	304	45,525
6 繰入金		1,181,706	5,530	1,176,176
	1 一般会計繰入金	1,031,706	5,530	1,026,176
歳入	合計	6,705,591	6,443	6,699,148

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		187,923	5,226	182,697
	1 総務管理費	120,710	5,226	115,484
3 地域支援事業費		345,911	1,584	344,327
	3 包括的支援事業・ 任意事業費	51,393	1,584	49,809
6 予備費		45,277	367	45,644
	1 予備費	45,277	367	45,644
歳 出	合 計	6,705,591	6,443	6,699,148

議案第 84 号

令和 3 年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 回）

令和 3 年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

令和 3 年 11 月 24 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		125,523	109	125,414
	1 総務費	125,523	109	125,414
3 予備費		26,448	109	26,557
	1 予備費	26,448	109	26,557
歳出合計		212,881	0	212,881

議案第 85 号

令和 3 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 回）

令和 3 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

令和 3 年 11 月 24 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		17,034	1,540	15,494
	1 総務管理費	17,034	1,540	15,494
5 予備費		13,176	1,540	14,716
	1 予備費	13,176	1,540	14,716
歳出合計		249,234	0	249,234

議案第86号

令和3年度秩父市立病院事業会計補正予算（第2回）

第1条 令和3年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度秩父市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 病院事業収益	3,035,614千円	71,697千円	3,107,311千円
第2項 医業外収益	254,447千円	71,697千円	326,144千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	3,220,226千円	△128,432千円	3,091,794千円
第1項 医業費用	3,174,118千円	△128,432千円	3,045,686千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 59,808千円」を「不足する額 54,835千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 59,608千円」を「過年度分損益勘定留保資金 54,635千円」に改め、収入の部第1款中第3項を第4項とし、第2項の次に第3項として「補助金」を加え、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	64,115千円	4,973千円	69,088千円
第3項 補助金	0千円	4,973千円	4,973千円

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	1,925,714千円	△128,432千円	1,797,282千円

令和3年11月24日提出

秩父市長 北堀 篤

議案第87号

令和3年度秩父市下水道事業会計補正予算（第1回）

第1条 令和3年度秩父市下水道事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度秩父市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 公共下水道事業費用	1,047,381千円	△2,233千円	1,045,148千円
第1項 営業費用	975,377千円	△2,233千円	973,144千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 326,517千円」を「不足する額 326,792千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 12,487千円、過年度分損益勘定留保資金 3,395千円、当年度分損益勘定留保資金 238,577千円、繰越利益剰余金処分額 72,058千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 12,487千円、当年度分損益勘定留保資金 238,577千円、減債積立金 75,728千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 資本的支出	496,497千円	275千円	496,772千円
第1項 建設改良費	92,580千円	275千円	92,855千円

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	116,548千円	△1,958千円	114,590千円

第5条 予算第10条を削り、予算第11条を予算第10条とする。

令和3年11月24日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤